

令和4年1月31日

各医療機関の長 様

大阪市新型コロナウイルスワクチン接種推進監

5歳以上11歳以下の者への新型コロナワクチン接種にかかる
個別接種の意向調査について

平素は、本市の感染症対策をはじめ、保健・衛生行政の推進にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナワクチン接種につきましては、貴院のご尽力により、円滑に市民への接種が進んでおりますこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、令和3年11月16日付厚生労働省事務連絡「5歳以上11歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の準備について」において、小児への接種体制の確保等について通知がなされ、令和4年1月19日付け日本小児科学会及び日本小児科医会の提言において、5歳から11歳の小児への接種に対する考え方が示されたところです。

本市としましては、小児への接種にあたっては、当該事務連絡や提言に示されているとおり、ワクチンの取扱いや接種時等において、よりきめ細かい対応が必要であることから、個別医療機関での接種を基本として実施したいと考えております。

つきましては、次のとおり意向調査を行いますので、ご協力いただける場合は、令和4年2月7日（月）17時までに調査票にてご回答いただきますようお願い申し上げます。

記

1 調査内容

令和3年11月16日付厚生労働省事務連絡、日本小児科学会及び日本小児科医会の提言をご確認いただき、5歳以上11歳以下の者への接種にご協力いただける場合は、別紙「5歳以上11歳以下の者への新型コロナワクチン接種にかかる個別接種の意向調査票」により回答をお願いいたします。（ご協力いただけない場合の回答は不要です。）

なお、調査票は大阪市ホームページにもExcel形式で掲載しておりますので、必要に応じてダウンロードのうえご利用ください。

掲載場所 URL <https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000531078.html#72>

2 意向調査票の提出先及び提出期限

①E-mailの場合 提出先：v-sys-i600@city.osaka.lg.jp

【件名】小児意向調査

【本文】医療機関コード、医療機関名称、代表者名を記入

【添付ファイル】「意向調査」のファイルを添付

②FAXの場合 提出先：06-6786-8003

提出期限：令和4年2月7日（月）17時まで

3 5歳以上11歳以下の者へのワクチン接種の留意点について

(1) 小児用ワクチンの取扱い等について（令和4年1月28日現在）

- ・**12歳以上用ファイザー社ワクチンとは異なる種類のワクチン**です。(1.3mlの薬液を1.3mlの生理食塩液で希釈し、0.2ml/回を**筋肉内に注射、1Vあたり10回分採取**可能)
- ・**2回接種**が必要です。(1回目と2回目の間は18日以上の間隔をおいて、標準的には20日の間隔をおいて2回接種)
- ・小児用の針付きシリンジを配送。(針:27G・16mm、シリンジ:テルモ社FNシリンジ(1ml))
- ・ワクチン**配送最少単位は1箱(10V)**とし、冷蔵で配送します。
- ・有効期限は冷蔵(2℃から8℃)保存で10週間(再冷凍不可)
- ・本市からのワクチン配送は、12歳以上用ファイザー社ワクチンの配送の無い日(月1～2回、水曜日を予定)に新たにルートを設定し、大阪市ワクチン配送センター(佐川急便株式会社)から配送を予定しています。
- ・ワクチンは、国からの供給量に応じて配送しますので、本市において調整を行う場合があります。

(2) 接種実施医療機関の必須事項について

- ・小児用ファイザー社ワクチンの説明書及び予診票を用いて、被接種者及び保護者に対して、有効性と安全性について丁寧に説明した上で同意の確認ができること。
- ・被接種者である小児に副反応が生じた場合に、適切に初期対応ができ、入院等が必要となった場合にも適切な医療機関に引き継ぐ等の対応ができること。

(3) 参考

- ・11月16日付厚生労働省 事務連絡
<https://www.mhlw.go.jp/content/000856528.pdf>
- ・日本小児科学会 提言
https://www.jpeds.or.jp/modules/news/index.php?content_id=913
- ・日本小児科医会 提言
<https://www.jpaweb.org/blog/uncategorized/a275>

大阪市保健所
感染症対策課(ワクチン接種等調整チーム)
電話:06-6647-0813 FAX:06-6786-8003